

令和2年12月28日

## 第7回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第 7 回総会議事録

- 1 日 時 令和 2 年12月28日（月曜日） 午前10時00分
- 2 場 所 ながおか市民センター 5 階 5 B 会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 議案第36号 農地法の許可の取消し申請について  
議案第37号 農地法第 3 条の許可申請について  
議案第38号 農地法第 4 条の許可申請について  
議案第39号 農地法第 5 条の許可申請について  
議案第40号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第41号 農用地利用配分計画案の決定について
  - 日程第 3 報告第 6 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (20名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (4名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員  
事務局長 樺沢 仁、次長 井上 靖司、振興農政係長 小川 一博、  
農地係長 今坂 康雄、主査 鈴木 久美子、主事 原 成実

### 開 会（午前10時00分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。  
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、高橋会長から議長を  
務めていただきます。よろしく願いいたします。

議長 (あいさつ)  
それでは、これより第 7 回総会を開催いたします。  
欠席届が、議席番号 9 番、坂詰委員、10番、千野委員、17番、稲波委  
員、23番、田中委員から提出されておりますが、長岡市農業委員会会議  
規則第 6 条の規定による定足数を満たしており、会議は成立しているこ  
とをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について  
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。議長において議席番

号11番、安達委員、12番、本田委員を指名しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第 2 議案第36号 農地法の許可の取消し申請について

議長 日程第2、これより審議に入ります。議案第36号 農地法の許可の取消し申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

本年11月に農地法3条の規定による許可を受けた案件でございますが、錯誤による許可の取消し申請があったため、取り消すものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第36号 農地法の許可の取消し申請について、取り消すことに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり取り消すことに決定いたします。

議案第37号 農地法第3条の許可申請について

議長 議案第37号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書5ページから8ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は22件でございます。

1番から20番は売買による所有権移転、21番は贈与による所有権移転、22番は使用貸借権の設定であります。

以上につきまして、担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであります。農地法第3条第2項各号に該当しないため、

許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第37号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議  
ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたし  
ます。

議案第38号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第38号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書10ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、寺泊地域1件、栃尾地域1件、与板地域1件、  
川口地域1件、計4件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、  
支所において12月21日までに現地確認を実施しております。

1番、与板町蔦都の田について、店舗建築敷地として利用するもので  
あります。議案資料13ページに経過説明を掲載しております。申請地は、  
10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当  
するものですが、建築を検討するに当たり自宅の敷地内ではスペースが  
不足するため、近接地を選定したものであることから、他の場所での代  
替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に  
許可できるものでございます。

2番、寺泊戸崎の畑について、住宅及び農作業所兼カーポート建築敷  
地として利用するものであります。議案資料14ページに経過説明を掲載  
しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内  
にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用す

るものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。なお、この案件は、後ほどご説明いたします農地法第5条許可申請の1番と同一の計画によるものであります。

3番、川口中山の畑について、駐車場及び通路敷地として利用するものでございます。議案資料15ページに経過説明を掲載しております。申請地は、川口中山集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものでございます。

4番、半蔵金の田について、農作業所及び通路敷地として利用するものであります。議案資料16ページに経過説明を掲載しております。申請地は、半蔵金集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が農業用施設であるため、許可できるものでございます。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第38号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第39号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第39号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

今坂係長

議案書12ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、和島地域1件、寺泊地域1件、栃尾地域1件の計3件でございます。

1番、寺泊戸崎の畑について、住宅及び農作業所兼カーポート建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料14ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。こちらの案件は、先ほど説明いたしました農地法第4条許可申請の2番と同一の計画によるものでございます。

2番、栃尾原町3丁目の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和3年3月1日から令和3年7月31日までの計画であります。申請地は、第一種住居地域として都市計画法による用途地域が定められているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものでございます。

3番、下富岡の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和3年2月15日から令和3年6月15日までの計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものでありますが、現在の住宅が山間地の高台にあり、老朽化による建て替えに伴い、近接の平たん地に移転するものであるため、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

以上につきまして、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なもの判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第39号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議

ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第40号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第40号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

皆様のお手元に別冊の農用地利用集積計画1冊を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の15ページの内訳表をご覧ください。今月は、利用権の設定、移転で30件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が17件、使用貸借権設定が4件、賃借権移転が9件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定(公社借入)分については、このたびは21件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が20件、使用貸借権設定が1件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは21件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が20件、使用貸借権設定が1件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にてご確認くださいいたします。

以上、計72件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第40号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第41号

農用地利用配分計画案の決定について

議長

議案第41号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の19ページから21ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。

このたびは15件の申出があり、全て賃借権移転となっています。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をさせていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの聲が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第41号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第6号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第6号 農地法の届出通知等についてを議題とします。事務局の報告を求めます。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について2件を23ページに、5条の届出について27件を24ページから28ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を29ページに、18条合意解約について8件を30ページから31ページに、利用権解約について97件を32ページから48ページに、中間管理権の解約について1件を49ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長 報告事項でございました。

以上で提案した案件

の審議は全て終了しました。

これをもって第7回総会を閉会いたします。

閉 会 (午前10時20分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和2年12月28日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	欠	稲波忠昭																		
6	出	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	欠	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	欠	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">20人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td></td> <td></td> <td>安達隆幸 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td></td> <td>本田栄一 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	20人			議事録署名委員	欠席委員	人	4人			安達隆幸 委員		計	24人			本田栄一 委員
出席委員	人	20人			議事録署名委員																		
欠席委員	人	4人			安達隆幸 委員																		
	計	24人			本田栄一 委員																		